

[事案 28-310] 障害給付金支払請求

・平成 30 年 6 月 6 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

転落事故により所定の障害状態になったこと等を理由に、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 6 月に親（故人）が契約した終身保険の傷害特約にもとづき、以下の理由により、親の相続人である自分らに障害給付金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の被保険者である親は、平成 21 年に高所から転落し、所定の障害状態になった。
- (2) 保険会社は運動範囲が測定されていないことを理由に支払いを拒否するが、約款には測定が必要とは書かれていないし、診断書には被保険者の股関節の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下になったことが記載されている。
- (3) 被保険者が保険会社に災害入院給付金等を請求した際に、障害給付金についても案内されていたれば、関節の運動範囲を測定していた。
- (4) 他の保険会社では、同じ診断書で給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書には、関節の運動範囲を計測していない旨の記載がある。通常、目視で運動範囲を確認することはできない。
- (2) 障害給付金について案内しなかったのは、災害入院給付金等の請求時に提出された書類や手続きの様子からは、被保険者が所定の障害状態に該当していたことが窺われなかったためであり、故意に案内しなかった等の事情はない。
- (3) 他の保険会社が給付金を支払ったとしても、本契約の約款に定める支払理由に該当しなければ、給付金を支払うことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 診断書の記載は、股関節の他動運動範囲について説明したものとはいえないため、支払事由に該当するとは認められない。
- (2) そこで、裁定審査会は、被保険者が所定の障害状態になっていたかを判断するためには、被保険者が転落した日から入院した病院の医療記録を確認する必要があると考え、申立人に同病院の医療記録の提出を求めたが、申立人は提出を拒否した。なお、同病院は、診断書を作成した病院とは別の病院である。
- (3) 裁定審査会は、第三者に対して資料の提出を命じることはできないため、申立人の協力が得られない以上、医療記録を確認することができず、適切に裁定を行うことができない。